新かすがい男女共同参画プランの改定について

1 改定の背景

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成24年に「新かすがい男女 共同参画プラン2012-2021」を策定し、平成30年3月には、「女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する法律」を踏まえ、本プランの改定を行い、様々な事業施 策を実施しています。

本プランの計画期間は令和3年度までであり、近年の社会情勢や国、県の動向を踏まえ、本プランを見直し、新たな男女共同参画に関する事業施策などを設定していく必要があります。

2 改定のスケジュール

(1) 令和2年度

9月下旬~10月中旬 市民意識調査の実施

10月下旬~12月 集計、分析

1月~2月 報告書の作成

3月 報告書の完成、新プランの骨子案の検討

(2) 令和3年度

4月~6月基本事項の検討7月~8月中間案の作成

11月 パブリックコメント

1月 最終案の作成

3月 策定

3 改定を進める体制

プランが目指す男女共同参画社会の実現には、市だけではなく、市民、事業者の協力が不可欠です。また、市においても男女共同参画課だけではなく、幅広い課が事業を担うことが期待されます。したがって、次の体制で様々な担い手の協力をいただき、プランの改定を進めていきます。

(1) 春日井市男女共同参画審議会

男女共同参画推進条例第19条に基づき設置

(2) 春日井市男女共同参画推進会議

春日井市男女共同参画推進会議要綱第3条に基づき組織

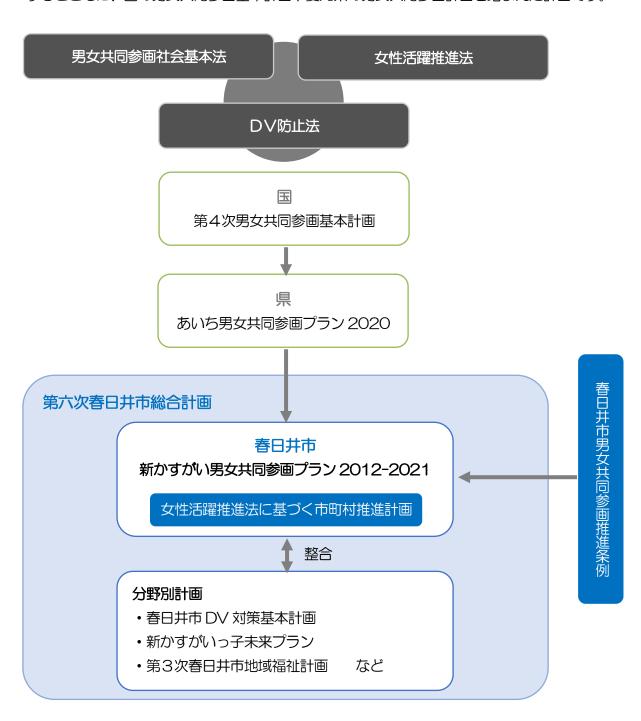
(3) 春日井市男女共同参画推進会議研究会

春日井市男女共同参画推進会議要綱第5条に基づき、推進会議に諮って組織

新かすがい男女共同参画プラン 2012 - 2021 (改定版) より抜粋

3 プランの位置づけ

- 〇 本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び春日井市男女共同参画推進条例第9 条に基づき策定する市の基本計画です。
- 本プランは、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- 本プランは「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮 するとともに、国の男女共同参画基本計画や愛知県の男女共同参画計画を踏まえた計画です。



男女共同参画プラン改定スケジュール

令和2年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月
審議会						•					•		•
アンケート調査	素案作成			•	•								
	アンケート実施						•	-					
	集計・分析							•		-			
	報告書作成											•	-
	報告書完成												•

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
審議会				•			•				•		•
計画	基本的事項の検討	•											
	中間案作成				•	-							
	パブリックコメント								•	-			
	最終案作成										•		
	答申										•		
	策定												•

春日井市男女共同参画推進会議要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の推進を図るため、春日井市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 男女共同参画社会の施策に関すること。
 - (2) その他男女共同参画社会の推進に必要な諸事項に関すること。 (組織)
- 第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。 (会議)
- 第4条 推進会議の会議は、必要に応じて市民生活部男女共同参画課長(以下「男女共同参画課長」という。)が招集し、男女共同参画課長がその会議の議長となる。
- 2 議長に、事故があると認めるとき又は議長が欠けたときは、議長が指名 する者がその職務を代理する。
- 3 推進会議は、必要があると認めるときは、前条に定める者以外者を出席 させることができる。

(研究会)

- 第5条 推進会議に、男女共同参画基本計画を推進するため、研究会を置く ことができる。
- 2 研究会の組織及び会議については、男女共同参画課長が推進会議にはかって定める。

(庶務)

- 第6条 推進会議の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。 (雑則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項 は、推進会議において定める。

附則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 春日井市女性行政推進連絡会議設置要綱(平成4年5月1日施行)は、

廃止する。

附則

- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

総務部人事課長

市民生活部市民活動推進課長

文化スポーツ部文化・生涯学習課長

健康福祉部健康増進課長

健康福祉部地域福祉課長

青少年子ども部子ども政策課長

青少年子ども部保育課長

環境部環境政策課長

産業部経済振興課長

教育委員会学校教育課長